



令和8年8月25日

報道機関 各位

<タイトル>
海水浴場の入込状況について

<リード文（またはサブタイトル）>
海水浴場開設期間（30～36日間）の入込客数は、37,084人

<本文>

鴨川市では、前原海水浴場及び城崎海水浴場を7月19日（日）から8月23日（日）までの36日間、江見海水浴場、太海海水浴場及び内浦海水浴場を7月25日（土）から8月23日（日）までの30日間開設しました。

海水浴場は、離岸流や岩場を避け安全な場所に開設。各海水浴場にライフセーバーを配置し、遊泳者の安全を確保するほか、来場者に対しまして、「鴨川市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例」に基づく注意喚起・指導等を行うなど、安心・安全な海水浴場の運営に努めました。

なお、今年は、台風の影響による高波の発生により、来場者の安全を確保する観点から、状況に応じて海水浴場の遊泳を禁止するなどの対応を行いました。台風の影響により遊泳禁止となった期間は、海水浴場5箇所の合計で17日間でした。

また、開設時間外に水難事故が発生したことを受け、海水浴場の利用者に対し、開設時間内に遊泳するよう注意を促す看板を設置するなど、より一層の安全対策と注意喚起に努めました。

開設期間中（30～36日間）の入込客数についてですが、お盆時期の天候不良や台風等の影響により、全体の入込客数は37,084人。昨年度と比較しますと、人数にして7,747人の減、率にして17.3%の減。また、コロナ禍前の令和元年度と比較しますと、人数にして48,001人の減、率にして56.4%の減という結果となりました。

【海水浴場の入り込み】

(単位：人)

区分	前原	太海	江見	城崎	内浦	計
H 2 3	27,650	7,290	2,870	23,640	24,800	86,250
H 2 4	42,438	8,443	3,588	29,574	24,329	108,372
H 2 5	45,303	9,478	3,576	35,055	23,229	116,641
H 2 6	37,983	7,492	3,692	29,733	10,296	89,196
H 2 7	34,040	8,213	4,595	57,816	18,619	123,283
H 2 8	30,496	4,877	3,673	48,893	17,382	105,321
H 2 9	28,479	4,576	2,320	32,043	14,853	82,271
H 3 0	37,567	3,924	1,735	42,679	10,635	96,540
R 0 1	22,738	4,742	2,120	39,698	15,787	85,085
R 0 2	—	—	—	—	—	—
R 0 3	5,630	1,476	514	—	4,310	11,930
R 0 4	21,060	4,163	1,106	26,440	12,570	65,339
R 0 5	16,881	4,178	642	16,887	7,281	45,869
R 0 6	18,777	3,694	478	18,552	5,295	46,796
R 0 7	17,434	3,099	483	18,624	5,191	44,831
R 0 8	18,663	2,408	394	11,575	4,044	37,084

R01 との 比較	人	4,075 減	2,334 減	1,726 減	28,123 減	11,743 減	48,001 減
	%	17.9%減	49.2%減	81.4%減	70.8%減	74.4%減	56.4%減
R07 との 比較	人	1,229 増	691 減	89 減	7,049 減	1,147 減	7,747 減
	%	7.0%増	22.3%減	18.4%減	37.8%減	22.1%減	17.3%減

※内浦については、内浦第一海水浴場及び内浦第二海水浴場を開設していたが、事業仕分けの結果を踏まえ、令和元年度より、内浦第一海水浴場を廃止し、内浦第二海水浴場の開設のみとなった。

【海水浴場の開設期間について】

※平成 23 年度～令和元年度は、7 月中旬～8 月下旬までの 37 日間、海水浴場を開催した。

※令和 2 年度は、コロナ禍により、全海水浴場不開設とした。

※令和 3 年度は、開設期間を 7/22～8/22 (32 日間) まで予定していたが、緊急事態宣言発令により途中閉鎖し、開設期間は 7/22～8/1 (11 日間) までとなった

なお、城崎については、住民の要望により当初より不開設とした。

※令和 4 年度は、7/16～8/21 (37 日間) まで海水浴場を開催した（新型コロナウイルス感染症の蔓延によるライフセーバー人員不足により、7/20～7/26 までの 7 日間、鴨川エリアの海水浴場を遊泳禁止とした。）

※令和 5 年度は、ライフセーバー（大学生）の授業カリキュラムの関係により、人員確保が困難な期間については、前原・内浦のみの開設とした。（前原・内浦が 7/23～8/27 (36 日間) まで、江見・太海・城崎が 7/27～8/27 (32 日間) まで）

※令和 6 年度以降は、ライフセーバー（大学生）の授業カリキュラムの関係により、人員確保が困難な期間については、前原・城崎のみの開設とした。

R6、R7：前原・城崎が 36 日間、江見・太海・内浦が 32 日間

R8：前原・城崎が 36 日間、江見・太海・内浦が 30 日間

問い合わせ

鴨川市商工観光課 観光振興係 担当：高橋

TEL：04-7093-7837 FAX：04-7093-7856